

大牟田市から **転出** される方へ

新しい住所に住み始めてから **14日以内**に、転入先の市町村で転入の届出をしてください。転出に伴う手続き一覧で、ご自分で当てはまるものを確認していただき、手続きをお願いします。手続きの際は本人確認書類を持参してください。 **大牟田市市民課 41-2602**

転入届に必要なもの	転出証明書・マイナンバーカード・届出人の本人確認書類・代理人の場合は委任状
-----------	---------------------------------------

マイナンバーカードを利用した転出・転入について

マイナンバーカードをお持ちの方は、転出届時に「転出証明書」の交付を受けることなく、カードを使って転入することができます。

【届出の期限】 重要!!!

次の場合はマイナンバーカードを利用した転入届ができなくなり、マイナンバーカードが失効し廃止となりますのでご注意ください。

★ 転入日(新しい住所に住み始めた日)から14日を過ぎた場合

★ 転出の予定日から30日を過ぎた場合

【手続きできる人】 転入手続きができるのはカードの名義人本人です。必ずマイナンバーカードをお持ちください。本人が行けない場合は、転入先にご相談ください。

- ◆**転出届をしたあとに、住民票や印鑑証明が必要なとき**：転出予定日(転出届に異動日として書いた日)の前日までは、窓口での交付が可能です。コンビニ交付はできません。転出予定日になると住民票の除票になり、印鑑登録が抹消されます。印鑑登録証は大牟田市市民課窓口へ返却されるか、ご自分で処分してください。
- ◆**転出を取りやめるとき**：転出証明書をご持参のうえ、転出取消の届出をしてください。マイナンバーカードでの転出の場合は、マイナンバーカードを持参してください。
- ◆**マイナンバーカードを申請していたが、まだ受け取っていないとき**：窓口職員にお尋ねください。

項目	大牟田市での手続き	新住所地での手続き
国民健康保険に加入している人	転出日からは大牟田市の「被保険者証(保険証)」または「資格確認書」は使えなくなりますので返却してください。 保険年金課 国民健康保険担当 41-2606 地図⑥	加入の手続き(転入した日から14日以内)
後期高齢者医療制度に加入している人	転出日からはこれまでの「被保険者証(保険証)」または「資格確認書」は使えなくなりますので届出をしてください。新住所地から新しい「資格確認書」が届いたら「被保険者証(保険証)または「資格確認書」は返却してください。県外転出の場合は、新住所地での手続きに必要な「負担区分等証明書」をお渡しします。 保険年金課 後期高齢者医療担当 41-2665 地図⑦	
国民年金に加入している人・年金を受給している人	大牟田市での手続きはありません。新住所での手続きが必要かは、転入先でお尋ねください。 保険年金課 国民年金担当 41-2607 地図⑧	
65歳以上の人、介護認定を受けている人	資格が喪失します。「介護保険被保険者証」「負担割合証」を返却してください。現在要介護(要支援)認定を受けていて、マイナンバーカードを持っていない人は「受給資格証明書」を交付します。 福祉課 介護保険担当 41-2683 地図②-2(ブルーの自動扉)	「受給資格証明書」を持って手続き(転出した日から14日以内)
小中学校の転校手続き	市民課で「就学者異動通知書」を発行しますので、現在の学校に提出し、学校から「在学証明書」等転校書類を受け取ってください。特別な事情のある場合は、教育委員会学校教育課(41-2863)で手続きします。 地図①	「在学証明書」等を持ってお尋ねください。
税金の未納がある方	納税相談が必要です。納税課 41-2600 地図⑨	
原付バイクを所有している人	名義変更・廃車等の手続きをしてください。税務課 諸税担当 41-2471 地図⑩	
市営住宅に住んでいる人	世帯人員異動届または市営住宅退去届等が必要です。 市営住宅管理センター 41-0123 不知火町1丁目1番地 8	

転 出

項目	大牟田市での手続き	新住所地での手続き
児童手当	転出届等をしてください。	認定請求(転出予定日から15日以内)
児童扶養手当	子ども家庭課 41-2661 地図⑮	住所変更届
乳幼児・妊婦健診	大牟田市での手続きはありません。転入先で「母子健康手帳」を持ってお尋ねください。妊婦健診受診券は、転入先で交換手続きをしてください。 子ども家庭課 41-2661 地図⑮	
医療証を持っている人	資格が喪失します。医療証を返却してください。 子ども医療証 重度障害者医療証 ひとり親家庭等医療証 子ども家庭課 41-2661 地図⑮	認定請求
各種手当を受給している人	特別児童扶養手当・福祉手当・特別障害者手当を受給している人は転出届をしてください。 福祉課 障害福祉担当 41-2663 地図②-1	住所変更届
障害福祉サービスを受給している人	「障害福祉サービス受給者証」を返却してください。現在、障害支援区分の認定を受けている人は「障害支援区分認定証明書」を交付します。福祉課障害福祉担当 41-2663 地図②-1	「障害支援区分認定証明書」を持って支給申請手続き(転入した日から14日以内)
公害医療手帳 公害医療証	「公害医療手帳」を持っている人は住所変更の手続きをしてください。 「(公害)医療証」を持っている人が転出の場合は、制度の適用がなくなりますので返却してください。保健衛生課 公害保健担当 41-2669 地図⑱	
広報おおむた	配布の停止は、電話または右のQRから。 広報課(41-2505) 地図④	
引っ越しごみ 大型ごみ	引っ越しに伴う臨時ごみ、大型ごみの収集は、事前に電話予約(平日の午前8時30分~午後5時)が必要です。大型ごみ受付センター 59-7033	
水道使用	①使用中止:転出の5日前までに届出が必要。届出がないと使用中となり料金が発生し続けます。②料金の精算...転出後、納付書または口座振替での精算となります。 企業局お客様センター 41-2841 地図⑯	
し尿くみ取り	くみ取り式便槽で世帯全員が転出する場合は、くみ取り廃止を連絡してください。世帯員の一部転出でくみ取り申込者に変更がある場合は、申込みが必要です。 環境業務課 41-2720 地図⑰	
飼い犬	転入先の市区町村にお問合せください。マイクロチップ情報の変更は https://reg.mc.env.go.jp/ から 保健衛生課 41-2669 地図⑱	

そのほかの手続き ◇ 電気 ◇ ガス ◇ 電話 ◇ 郵便局 ◇ 新聞 ◇ 預貯金・保険 ◇ 免許証 ◇ 各種カード 等

